

## 剣淵町農業委員会の委員の選任に関する要綱

平成 29 年 3 月 1 日告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により町長が任命する剣淵町農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任については、法第 9 条の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。  
(推薦の求め及び募集)

第 2 条 町長は、委員を選任しようとするときは、法第 9 条の規定に基づき、農業者及び農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行うものとする。  
(推薦及び応募の資格)

第 3 条 推薦による委員の候補者及び委員の募集に応募しようとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、法第 8 条第 4 項の規定によるほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 町職員でない者
- (3) 推薦の求め及び募集を始める月の初日において満 20 歳以上の者
- (4) 剣淵町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 30 号)第 2 条第に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者でない者

(推薦の求め及び募集の期間等)

第 4 条 推薦の求め及び募集の期間は、28 日間とする。

2 推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 剣淵町広報
- (2) 剣淵町掲示板
- (3) 剣淵町ホームページ
- (4) その他

(推薦の手続)

第 5 条 候補者の推薦をしようとする農業者等は、剣淵町農業委員候補者推薦書（様式第 1 号。以下「推薦書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 農業委員候補者同意書
- (2) 農業委員候補者推薦届出承諾書
- (3) 農業委員候補者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票

2 前項に規定する推薦について、農業者等が推薦する場合にあつては農業者等 3 人以上の推薦者の連署により、農業者等が組織する団体が推薦する場合にあつては当該団体の代表者により行うものとする。

(応募の手続)

第 6 条 委員になろうとする者の募集に応募しようとする者は、剣淵町農業委員応募書

(様式第2号)に本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、町長に提出しなければならない。

(情報の公表)

第7条 法第9条第2項の規定による推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表は、剣淵町ホームページ等に掲載して行うものとする。

2 公表の時期は、募集期間の中間及び募集期間終了後遅滞なく行うものとする。

3 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)及び認定農業者に準ずる者の数

(2) 応募した者の数及びそのうち認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数

(3) 推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢等(農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第11条第1項各号に掲げる事項(同項第2号及び第4号に規定する住所を除く。))

(候補者の評価)

第8条 町長は、推薦の求め及び募集の期間が終了したときは、第6条の規定により推薦を受けた者及び第7条の規定により応募した者について、剣淵町農業委員候補者評価委員会規程(平成29年訓令第1号)に規定する剣淵町農業委員候補者評価委員会において、その評価を行うものとする。

(委員の選任)

第9条 町長は、前条に規定する評価の結果に基づき、候補者を決定するものとする。

2 町長は、委員の候補者を選任したときは、法第8条第1項の規定により議会の同意を得て、任命するものとする。

(委員の補充)

第10条 町長は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、委員の補充に努めなければならない。

2 町長は、委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならない。

3 前2項の規定により補充する委員の選考については、この要綱に定める手続によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。